

平成21年第2回士別市議会定例会会議録(第1号)

平成21年6月9日(火曜日)

午前10時00分開会

午後 0時21分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 士別市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 士別市病院事業会計予算繰越計算書について

日程第 3 議案第71号 士別市めん羊工芸館条例の制定について

日程第 4 議案第72号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第73号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第74号 士別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第76号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第77号 士別市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

日程第10 議案第78号 平成21年度士別市一般会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第79号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君

20番 中村 稔 君
 議長 22番 岡田 久俊 君
 欠席議員(1名)
 9番 平野 洋一 君

21番 神田 壽昭 君

出席説明員

市長	田 効子 進 君	副市長	瀧 上 敬 司 君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 会長	鈴 木 久 典 君	市民部長	有 馬 芳 孝 君
保健福祉部長	織 田 勝 君	経済部長	相 山 佳 則 君
建設水道部長	土 岐 浩 二 君	朝日総合支所長	城 守 正 廣 君

市立病院局長 吉 田 博 行 君

教育委員会 会長	佐々木 正 雄 君	教育委員会 会長	安 川 登 志 男 君
-------------	-----------	-------------	-------------

教育委員会 教育局 会長	辻 正 信 君
-----------------	---------

農業委員会 会長	松 川 英 一 君	農業委員会 事務局 会長	伊 藤 暁 君
-------------	-----------	-----------------	---------

監査委員	三 原 紘 隆 君	監査委員会 局長	谷 口 春 三 君
------	-----------	-------------	-----------

事務局出席者

議会事務局 局長	藤 田 功 君	議会事務局 総務課 局長	小ヶ島 清 一 君
議会事務局 総務課 主査	東 川 晃 宏 君	議会事務局 総務課 主任主事	御代田 知 香 君
議会事務局 総務課 主事	岡 村 慎 哉 君		

議長（岡田久俊君） 平成21年第2回定例会の開会に先立ちまして、本年5月27日に開催されました第85回全国市議会議長会定期総会において表彰を受けられました方々に、表彰状の伝達を行います。

事務局長より受賞者のお名前を申し上げます。

議会事務局長（藤田 功君） それでは、表彰を受けられました方々のお名前を申し上げます。

議員10年以上表彰、岡田久俊議長、池田 亨副議長、小池浩美議員、遠山昭二議員、山居忠彰議員。

以上、5名を代表いたしまして、池田 亨副議長、御登壇の上、表彰状をお受け取りください。

議長（岡田久俊君） 表彰状、土別市、池田 亨殿。

あなたは、市議会議員として11年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読。（拍手）

ここで、このたび受賞されました5名の方を代表いたしまして、池田 亨副議長よりごあいさつがございます。

副議長（池田 亨君）（登壇） ただいま全国市議会議長会から議員在職10年以上表彰を岡田議長、小池議員、遠山議員、山居議員、そして私の5人がちょうだいいたしました。これもひとえに温かい御支援をくださった多くの市民の皆様、日ごろ適切な御指導、助言をくださった先輩、同僚議員、常に関係法令の適否に心を配って支えてくださった議会事務局職員、そして関係各機関の皆様の御指導のたまものと存じ、受賞者を代表して、心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

顧みますと、私どもは平成10年に初当選以来10年間市政に参画させていただきました。この10年間の間には平成11年の土別市開基100年記念事業、平成12年には愛知県三好町との友好都市提携調印、平成17年には土別市と朝日町との合併による新土別市の誕生、合併に伴う新しいまちづくりの指針としての土別市総合計画が昨年策定され、土別市の協働によるまちづくりが始動するという大きな局面に一議員として立ち会わせていただく機会に恵まれたことは、感激のきわみであります。心からお礼を申し上げますところでございます。

昨今の地方自治をめぐる情勢は、国の財政健全化施策の推進、いわゆる三位一体改革に伴い環境は厳しく、田苅子市長の言葉を借りて表現するならば、疲弊した地方、満身創痍の状況にあると言っても過言ではないと考えております。

加えて、100年に一度と言われる世界の金融不振は日本経済を直撃し、地域間格差の拡大、雇用不安、地域医療の崩壊、農業経営、環境等に深刻な影響をもたらしております。農業を基幹産業とする本市においては、極めて困難な状況下に置かれていると認識しなければならないと考えるところでございます。

今回の議員在職10年の表彰は、土別市の現況をしっかりと見詰め、市民の声をしっかりと受

けとめ、市民の思いを市政にしっかり反映せよという住民の皆様の思いが凝縮されているあかしと受けとめ、更に精進する決意を申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

（午前10時07分開会）

議長（岡田久俊君） 平成21年第2回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（岡田久俊君） 本定例会の会議録署名議員には、17番 山居忠彰議員、18番 牧野勇司議員、19番 菅原清一郎議員を指名いたします。

議長（岡田久俊君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長（藤田 功君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

（朗読を経ないが掲載する）

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 土別市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 土別市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 出資団体の経営状況報告について（土別市土地開発公社）

報告第 7号 出資団体の経営状況報告について（土別市農畜産物加工株式会社）

報告第 8号 出資団体の経営状況報告について（株式会社翠月）

報告第 9号 出資団体の経営状況報告について（羊と雲の丘観光株式会社）

議案第71号 土別市めん羊工芸館条例の制定について

議案第72号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第73号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第74号 土別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第 75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 76号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第 77号 士別市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

議案第 78号 平成 21年度士別市一般会計補正予算（第 2号）

議案第 79号 平成 21年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 1月、2月、3月分

3. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会道北支部議長会

イ. 開催日 平成 21年 4月 16日

ロ. 開催地 紋別市

ハ. 出席者 岡田議長、池田副議長

ニ. 会議概要 平成 21年度北海道・全国市議会議長会役員等について外 4 案件を協議し、次いで議員共済年金制度の動向について意見交換を行い終了した。

(2) 北海道市議会議長会第 72 回定期総会

イ. 開催日 平成 21年 4月 23日

ロ. 開催地 登別市

ハ. 出席者 岡田議長、池田副議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、地域医療体制の充実の確保について外 8 案件を審議、次いで第 85 回全国市議会議長会定期総会に提出する議案について及び次期定期総会の開催市について協議し、役員改選等を行い終了した。

(3) 上川町村議会議長会宗谷線部会

イ. 開催日 平成 21年 5月 20日

ロ. 開催地 名寄市

ハ. 出席者 岡田議長

ニ. 会議概要 平成 20年度事務報告、収支決算報告及び監査報告の後、平成 21年度事業計画（案）、収支予算（案）について審議し、次期開催地について協議し終了した。

(4) 全国市議会議長会第 85 回定期総会

イ. 開催日 平成 21年 5月 27日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 岡田議長

ニ. 会議概要 事務報告、部会提出議案 25 件及び会長提出議案 3 件を審議した後、役員改選を行い終了した。

(5) 全国市議会議長会各委員会合同会議

- イ.開催日 平成21年5月27日
 ロ.開催地 東京都
 ハ.出席者 岡田議長
 ニ.会議概要 各委員会正副委員長の選任を行い終了した。

4.本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苺子 進	副市長	瀧 上 敬 司
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典	市民部長	有 馬 芳 孝
保健福祉部長	織 田 勝	経済部長	相 山 佳 則
建設水道部長	土 岐 浩 二	朝日総合支所長	城 守 正 廣
市立病院院長 市務局長	吉 田 博 行	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之
総務部企画振興 室 長 兼 企 画 課 長	林 浩 二	市民部次長兼 税 務 課 長	高 橋 哲 司
保健福祉部次長 兼 福 祉 課 長	岡 強 志	保健福祉部コス モス苑所長兼 コスモスデーサ ービスセンター 所 長	山 口 健
経済部次長 兼 商 工 労 働 観 光 課 長	石 川 敏	経済部国営農地 再 編 推 進 室 長	鈴 木 静 男
建設水道部次長 兼 建 築 課 長	富 田 強	朝日総合支所次 長兼地域振興課 長(併)選挙管 理 委 員 会 長 事 務 局 次 長	川 越 一 男
市立病院事務局 次長兼総務課長	山 本 良 文	会 計 室 長 兼 会 計 課 長	川 原 正 樹
企画振興室参事	真 木 朋 子	総務課長(併) 選挙管理委員会 選 挙 課 長	村 上 正 俊
市民課長	小山内 弘 司	環境生活課長	大 崎 良 夫
介護保険課長	仁 村 光 春	児童家庭課長	池 田 文 紀
保健福祉 センター所長	都 研 司	桜丘荘所長 兼 桜 丘 デ ィ ー ビ ー セ ン ター 所 長	杉 沢 悦 男
農業振興課長	秋 山 照 雄	畜産林務課長	佐々木 勲
土木管理課長	半 沢 勝	施設維持 セ ン ター 所 長	小野寺 一 博

上下水道課長	佐々木 辰彦	住民福祉課長	西 條 和 則
経済建設課長	川 村 慶 輔	市立病院院長	渡 辺 幸 明
商工労働観光課 主幹	高 木 守 昭	教育委員会 委員長	佐々木 正 雄
教育委員会 委員長 職務代理者	尾 崎 学	教育委員会 委員長	安 川 登志男
教育委員会 委員長	辻 正 信	教育委員会 委員長兼 教育部次長 兼 教学校教育課長	石 川 誠
教育委員会 委員長兼 スポーツ課長 兼 総合体育館長 兼 青少年会館長	古 川 靖 弘	教育委員会 委員長兼 生涯学習課長 兼 生涯学習センター所長	那 須 政 士
教育委員会 委員長 兼 図書館長	高 岩 淑 通	教育委員会 委員長兼 中央公民館長 兼 市民文化センター館長	田 村 康 二
教育委員会 委員長兼 博物館長 兼 公会堂展示館長	水 田 一 彦	教育委員会 委員長 兼 つくも青少年の 家所長 兼 地域教育課長 兼 朝日山村研修センター所長 兼 朝日農業者センター館長 兼 朝日公民館長 兼 あさひサンライズホール館長	森 哲 雄
教育委員会 委員長 兼 学校給食センター所長	神 田 裕 教	農業委員会 委員長 兼 農業委員会 事務局長	深 川 雅 宏
農業委員会 委員長	松 川 英 一	農業委員会 委員長	平 進
農業委員会 委員長	伊 藤 暁	農業委員会 委員長	田 中 敏 宏
監査委員	三 原 紘 隆	監査委員 局長	谷 口 春 三
監査委員 局長 兼 事務局監査課長	佐 藤 準 一		

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 局長	藤 田 功	議会事務局 局長	小ヶ島 清 一
議会事務局 総務課 主任	東 川 晃 宏	議会事務局 総務課 主任	御代田 知 香
議会事務局 総務課 主任	岡 村 慎 哉		

以上報告する

平成21年6月9日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） 議事に入る前に、市長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） お許しをいただきましたので、当面する諸般の行政報告をいたします。

まず、農業関係について申し上げますが、本年の融雪期は、平年より5日早い4月10日となり、その後、好天が続いたことから、耕起・播種・移植などの農作業は、全般にわたって順調に推移をしてきたところであります。

また、5月15日未明の季節外れの霜と、19日の強風による作物への被害が心配されましたが、アスパラ、てん菜などの一部に影響がありましたものの、全体的な被害には至らず、まず一安心をいたしているところであります。

主な作物について申し上げますと、水稻につきましては、移植作業が5月下旬に終了しており、活着が順調に進む中で、草丈・茎数も平年並みの状況となっております。

畑作物では、秋まき小麦が雪ぐされ病の発生も見られず、茎数はやや少ないものの、草丈は平年より長くなるなど順調な生育となっております。

タマネギにつきましては、移植作業を5月中旬に終え、その後の活着も順調でありましたことから、草丈・葉数も平年並みとなり、パレイショ及び豆類は5月中に植えつけ作業が終了したところであります。

てん菜につきましては、移植作業が平年より5日ほど早く、5月上旬に終了していましたが、その後の小雨傾向により生育がややおくれている状況にあります。

このように、本年は、播種や移植作業、さらには、その後の生育状況もおおむね順調に推移をしているところでありますが、今後におきましても、気象情報に基づく確な栽培管理対策、さらには農作業等の安全対策も含めまして、関係機関と十分に連携を図りながら万全を期してまいりたいと存じます。

次に、地方の元気再生事業についてであります。

昨年度は、サフォークランド士別プロジェクトによる「士別羊を松阪牛や神戸牛を上回るブランド肉にすること」をテーマとした地域再生の提案が採択され、大都市圏への販路開拓や高品質な羊肉生産体制の整備、さらには羊を核とした観光客・移住者等の交流人口の拡大など、本市特有の資源を生かし、地域活性化に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりました。

こうした取り組みが今後におきましても、更に発展するものと評価され、本年度の提案が引き続き採択されたところであります。

このような中で、先般、占冠村で開催された「太平洋・島サミット」では優れた道産食材の1つとして、知事主催の昼食会のメインディッシュに士別サフォークラム肉が用いられ、参加

各国の首脳に賞味をいただき、高い評価を受けたとのことであり、販路拡大の取り組みは着実に効果を上げてきております。

今後におきましても、生産農家の拡大による増頭により、高品質な羊肉を通年で安定供給できる体制を確立し、その販路を道内はもとより、大都市圏へ拡大するとともに、用途の広いサフォークを活用し、国内外からの観光客等の誘致や羊肉料理・加工品の開発など、総合的に事業を推進することでブランド化と地域経済の活性化を目指すものであります。

次に、本年4月から実施の住宅改修促進助成事業の利用状況についてであります。

本事業は、住環境の整備と地域の経済活性化を図るために、100万円以上の住宅の増築、改築、修繕及び設備の改修を実施する市民の方々に対し、地元建設業者に発注することを条件に20万円の定額助成をするものであります。

この利用促進につきましては、市広報誌や新聞・パンフレット等での周知に加え、各種会議等を通じて啓発宣伝に努めてきたところであり、5月末現在で43件の申請があり、既に交付決定したものを含め補助金交付予定額は860万円で、その工事総額は1億299万9,000円、1件当たりの平均工事費は239万5,000円となっております。

また、中小企業振興条例に基づく店舗改修事業の利用状況については、同じく5月末現在で小売業・理容業等の事業所から6件の申請があり、既に交付決定したものを含め補助金交付予定額は480万2,000円、その工事総額は1,970万円、1件当たりの平均工事費は328万3,000円となっております。

これら助成事業について、地元経済の活性化につながることから、引き続き利用促進に努めてまいります。

次に、公共工事の執行状況について申し上げます。

本年度の工事発注総額につきましては、国の経済対策に伴う繰越事業並びに3月に発注をいたしましたゼロ市債事業分を含めて、約20億4,000万円を予定いたしておりますが、5月末までの発注状況は、20年度補正予算による多寄小学校改築工事のほか東山浄水場改良工事、道路改良工事、配水管布設がえ工事など、予定件数の約4割に当たります70件の発注を終え、その発注総額は9億2,000万円、平均落札率は95.0%となっているところであります。

今後発注を予定している主な工事といたしましては、総合体育館外部改修工事のほか、道路改良工事、下水道工事などありますが、これらにつきましても、市内の経済情勢を考慮し、できる限り早期発注に努めてまいります。

また、ただいま申し上げました発注状況のうち、国の20年度補正予算により措置された地域活性化生活対策臨時交付金事につきましては、サンライズホール改修事業を初め31事業、総事業費約4億5,800万円を計画いたしましたところでありますが、緊急経済対策としての重要性を考慮し、最大限の早期発注に努めたほか、発注に際しましても、事業の分割発注や指名業者数などを増やすなど、市内業者が広く受注機会を得られるよう取り組んだところであり、詳細な現地調査が必要なバス停留所設置事業など4事業を除いて、既に発注を終えたところであります。

次に、国の経済対策であります定額給付金について申し上げます。

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として導入されました定額給付金の申請状況であります。本市では支給対象9,954世帯、支給金額を3億5,926万4,000円と見込み、本年3月25日より申請受け付け開始し、2カ月を経過しました5月27日現在、9,669世帯が申請を終え、申請率で97.14%、給付金の支給額は3億5,284万4,000円となっております。

申請期間は本年9月25日までとなっておりますことから、今後も未申請の世帯に対し、支給漏れとならないように本制度の周知を徹底してまいります。

次に、市立病院の経営状況について申し上げます。

平成20年度の診療状況は、引き続き医師不足の影響から、内科、外科で医師が減少するとともに、皮膚科における医師退職により、4月から新たに出張医体制の診療となったことに加え、8月1日から入院の一般病床数を実質200床から160床に縮小したことによって、患者数は前年度と比較をして、入院で3,943人減の6万2,743人、外来で8,915人減の15万7,973人となりました。

この結果、収益につきましては、入院で1億6,200万円減の18億2,600万円、外来では患者数が減少しましたが、1人当たりの収益が前年度を上回ったこともあり、900万円増の10億8,500万円となったところであります。

一方、費用につきましては、給与費で医師、看護師を含め医療技術職員の減少などから、前年度より1億2,300万円の減となり、薬品費及び医療用材料費におきましても、患者数の動向などからそれぞれ減となりましたが、医業収益の落ち込みの影響などから、新たに3億6,000万円の不良債務が発生いたしたところであります。

しかしながら、昨年策定した病院改革プランを踏まえ、新たなルールに基づく一般会計からの繰入金や不良債務解消のための公立病院特例債7億円の借り入れ及び一般会計からの繰入金をもって前年度までの不良債務13億2,000万円を含め全額解消を図ったところであります。今後におきましても、病院経営改革プランの着実な推進に努め、市民に信頼される病院運営を進めてまいります。

次に、医師及び看護師確保対策であります。

医師につきましては、平成14年に28人の医師が在職しておりましたが、全国的な医師不足、あるいは地域偏在などの影響から次第に減少し、昨年3月には17人となり、更に7月から13人となったところであります。その後、今年に入りまして、2月、4月及び5月に内科医師が着任し、現在16人体制で診療に当たっております。

医師及び看護師の確保につきましては、昨年10月に市及び病院職員による「医師・研修医・看護師確保プロジェクトチーム」を立ち上げ、市民から医師及び看護師に関する情報の提供を求めるとともに、各種制度の検討、実施を行ってきたところであります。

特に、今年度から実施をした医師修学等資金貸付制度につきましては、4月から1人に対して貸し付けを行うとともに、残りの1人につきましても現在手続を進めているところであり、本制度を活用した医師確保を図ってまいります。

また、看護師につきましては、離職あるいは都市部への偏在化などに伴い、地方におきましてその確保に大変苦慮いたしているところであります。市立病院の看護師につきましては、昨年の3月1日現在で152人在職していましたが、本年5月には130人となり22人の大幅な減となっております。このため、新たな医師を確保いたしましても、現在休床扱いしている病床の活用あるいは外来診療体制の拡大にもなかなか踏み切れない状況にあります。

このようなことから、学校訪問や看護師就職説明会への積極的な参加、夏には市立病院見学ツアーを開催するとともに、看護師の修学金貸付制度につきましても見直しを図って、医師同様看護師の確保に今後とも全力を挙げてまいります。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。本年メキシコで発生した新型インフルエンザは、急速に世界各国に拡大し、このため、国内において、感染阻止に向けた入国者の検疫や医療体制強化などの対策が講じられたところであります。

本市におきましても、こうした状況を踏まえて、去る4月30日、市民の方々の不安解消と情報収集などを行うため、士別市新型インフルエンザ対策庁内連絡会議を設置し、市民相談窓口を保健福祉センターに開設するとともに、市広報誌・チラシ・新聞等で感染に関する知識や予防対策などについて迅速な啓発に努めたところであります。

こうした中、国内においても5月に兵庫県を初め、大阪・東京などで感染者が発生したことから、現在、道の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、本市の実情に沿って、予防対策とあわせ、感染者が発生した場合の的確な対応策や推進体制、更には、関係機関との連携などを盛り込んだ士別市行動計画の早急な策定に取り組んでいるところでもあり、今後、本計画に基づいて、市民の方々の感染防止、健康維持増進に鋭意対応してまいります。

次に、ドクターヘリ格納施設の建設に伴う市町村負担についてであります。

国の本年度予算において、道北と道東地域をカバーする2機分のドクターヘリ導入費が認められ、道北地域全体をカバーするヘリの格納庫等は旭川医科大学の敷地内に建設されることとなりましたが、これに要する費用5,000万円については、北海道及び圏域56市町村で負担をしていくことが、4月21日に開催された「ドクターヘリの運行に関する市町村説明会」で確認されたところであります。

これに伴い、2,250万円を北海道が負担、残り2,750万円を構成する56の市町村が均等割と人口割をもって負担をするもので、算定の結果、本市の負担金は72万2,000円となったところであり、このたびの補正予算により所要の措置を講ずるものであります。

なお、今後、9月下旬までにはヘリポートと格納庫等の施設整備とともに、実際に搭乗する医師や看護師の研修が行われ、10月から実質的な運航が開始される予定となっております。

次に、昨年度の合宿等の受け入れ実績及び本年度のスポーツ等イベント日程について申し上げ

げます。

まず、昨年度のスポーツ合宿等の受け入れ実績についてであります。6月1日から陸上競技実業団のチームが、ディスタンスチャレンジ土別大会に参加をするため土別入りしたのを皮切りに、トライアスロンナショナルチームや北京オリンピック直前合宿で訪れたドイツ陸上ナショナルチームなどを初め143団体、1万1,455名となったところであり、スキージャンプ関係では178団体、7,412名を受け入れ、全体としては321団体、1万8,867名となりました。特に、実業団などでは長引く景気の低迷によって運動部の廃止や休部、活動縮小などにより合宿者の減少が心配されておりましたが、幸い前年度を上回る254名の増加となり、吹奏楽や演劇などの文化関係団体においても、42団体2,930名を受け入れ、昨年に比べ50名の増加となっております。

次に、今年度のスポーツなどのイベントの日程についてであります。陸上関係では6月14日開催のディスタンスチャレンジ大会を皮切りに、7月26日には第23回ハーフマラソン大会、スキージャンプ関係では7月12日のサマージャンプ、7月24日のコンバインド、7月25日のジュニア・レディーズサマージャンプ大会と、いずれも全日本大会3連戦が道内のトップを切って、朝日三望台シャンツェで開催されることとなり、8月23日に開催いたしますオリンピックデーランには、アンバサダーとして、スキー複合の荻原健司さん、水泳の中村真衣さん、野球の黒木知宏さんなどオリンピック選手7名をお招きする予定となっております。

また、7月12日、天塩川サッカー場において、本市では初めてJリーグの公式戦となるコンサドーレ札幌対東京ヴェルディのサテライト戦が開催される計画もあり、約1,500名に上る観戦者が予想されることから、本市の経済活性化や観光振興に大いに寄与するものと期待をいたしているところであります。

さらには、日本陸上実業団男子長距離陣及び箱根駅伝常連校の各大学陸上部、スキージャンプ選手等の合宿も予定されており、より一層の受け入れ体制に万全を期してまいります。

次に、土別市開拓110年記念事業についてであります。

本年は、土別に開拓のくわがおろされてから110年の節目の年に当たり、これを記念し開催される事業についてであります。まず、先月末には、元世界ジュニアミドル級チャンピオン輪島功一氏御夫妻をお迎えし、「私の人生とふるさとへの思い」をテーマに、「炎の男」と言われた不屈の闘魂とふるさと土別への思いについて御講演をいただき、終了後は、土別市文化賞受賞を祝う会も開催され、多くの市民の皆さんとの触れ合いを通して、一層交流が深められたところであります。

また、6月30日には、北海道を拠点に欧米でも演奏活動を行い高い評価を受けている札幌交響楽団による土別公演も行われますが、オーケストラのすばらしさを多くの市民に観賞していただき、地域の音楽文化の振興に努めようと実行委員会の皆さんによる諸準備が進められているところであります。

更に、7月16日には市民バンドの協力もいただきながら、畠山みどりさんのふるさと公演が

行われますが、畠山さんは幼少期から地元高校卒業まで本市にて生活を送り、その後、歌手としてデビュー以来、数々の歌謡曲を世に送り出し、この間、母校へのピアノやオルガンなどの寄贈や、天塩川まつりでなじみの深い「土別音頭」のレコーディングをされるなど、歌手生活を通して、本市の地域振興に貢献されたことをたたえて、その公演の際には、本年度の土別市文化賞をお送りする予定となっております。

なお、過日報道されましたデイジー食品工業土別工場の継承については、過般、土地、建物、償却資産の譲渡について、デイジー食品工業と北拓フーズとの間で基本的合意に至ったところであります。

継承する条件等については、7月からの操業を目指し、今後具体的に協議されることとなりますが、本市農産物の加工を初め、雇用についても大きな効果が上がるものと期待をいたしているところであります。

市といたしましても、譲渡の条件などを考慮しながら、企業立地促進条例を基本に支援に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、当面する諸般の行政報告とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 土別市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第5号 土別市病院事業会計予算繰越計算書について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第3号 繰越明許費繰越計算書、報告第4号 土別市水道事業会計予算繰越計算書並びに報告第5号 土別市病院事業会計予算繰越計算書について、関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

平成20年度の予算を平成21年度に繰り越して使用いたしますのは、一般会計では、地域活性化生活対策交付金事業外4件、後期高齢者医療特別会計では、国の制度改正に伴い保険料徴収システムを変更する一般管理事業及び公共下水道事業特別会計の下水処理場安全路設置事業についてであります。いずれも国の経済対策及び補正予算に関連する事業であり、実施時期との関連から翌年度に繰り越して使用するため、平成20年度予算において繰越明許費の措置をい

たし、それぞれ議決をいただきましたが、各事業の平成21年度に使用できる額及び財源内訳は、平成20年度士別市繰越明許費繰越計算書のとおりでありますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

また、水道事業会計の受託事業消火栓取りかえ工事並びに病院事業会計の市立病院内視鏡室改修事業につきましても、地域活性化生活対策臨時交付金事業によるもので、実施時期との関連から、それぞれ地方公営企業法第26条第1項及び2項の規定によって予算の繰越措置をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただきます。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号、報告第4号及び報告第5号は報告を終わることにいたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第71号 士別市めん羊工芸館条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第71号 士別市めん羊工芸館条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

士別市めん羊工芸館につきましては、本市における羊毛等の工芸と観光の振興に寄与するとともに、サフォークランド士別を推進するための施設として本年7月末に完成する予定となっております。現在、8月1日の供用開始に向けて運営に必要な準備作業を進めておりますが、工芸館の円滑な管理運営を図るため本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、第4条の1に、羊毛等の加工実習というふうになっておりますけれども、私たちがそこへ行って体験するとき、一体どんなものがつくれるのか、その何点かこういうものがつくれますよというようなものを教えていただきたいということ。

それからですね、第9条の3は、ここはあれですね、使った材料費は実費で払いなさいよということを意味しているのかどうかということですね。

それからですね、もう一つは、申し込みですね、申し込みの要領が、ここには特に余り書いていないんじゃないかと思うので、そこら辺のところも、この3点お知らせいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

まず、1点目の体験できるメニューでございますが、これまでも限定的に世界のめん羊館を使ってくるん会が体験を実施しておりまして、例えば、小さい物ですと、ブローチですとか、あと携帯ストラップですね、あと大きな物になりますと、マフラーですとか帽子などですね、これまでもやってきております。

それで、今後におきましては、これらをベースにしましてですね、さまざまなものをまた研究したいということでございますので、これまでのメニューよりも豊富になろうかと思っております。

それと、2点目のですね、実費経費の件でございますが、議員おっしゃるとおり、材料費、原材料費については、別途いただくということになってございます。

それと、申し込みの関係なんです、事前に申し込みをいただくことになっております。それは団体がかち合わないような調整を事前にしたいということでございますが、ただ、当日工芸館を訪れた方たちにつきましても、その受け入れの範囲の中で、それは随時受け入れをいたしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） いただいた規則の中にはですね、3日前に申し込むというふうになっていますが、それはあくまでも団体ということであって、例えば観光客の方がふらっと行って見て、あら私もやりたいわと、その場で、そう思ったら、そのときはすぐできるというふうに解釈していいんですね。

議長（岡田久俊君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、3日前はあくまでも団体として受け入れの場合の調整をしたいので、あらかじめ申し込みをいただきたいということが原則でございますが、議員おっしゃるとおり、観光客の方が工芸館を訪れて、その場で体験したいということは、それは随時受け入れをいたしてまいる考えでございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 規則には3日前というふうに書いてありますので、そこら辺ちょっと、今石川さんが御答弁なさったようなことも含めて、文言ちょっと考えていただきたいと思えますね。だれでもすぐ行ったときに入れるというような形にしていいただければと思います。

それとですね、第10条の使用料の減免についてですけれども、もう少し詳しく、その減免内

容を教えてくださいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

減免につきましては、規則の中の第4条でうたってございまして、1つには市及び教育委員会が主催する事業、これについては免除、1項第2号では、市内に所在する小学校、中学校、高等学校の学校教育活動に利用するとき、これは免除となっております。そして、3号では、その他市長が特に必要と認めたときという規定がなされてございまして、1つには、具体的に申し上げますと、将来を担う子供たちが羊毛工芸等を通じてサフォークランド土別としてのまちづくりを体験することが、今後、本市のまちづくり運動を推進するために重要なことですので、子供の育成に関して、ここを利用する場合につきましては免除を想定しております。例としましては、自治会、子供会が主催する、あるいは保育所、保育施設ですね、幼稚園が利用する部分を想定しております。

また、労働、あるいは作業を初めとしてさまざまな活動を通じて地域社会での自立を目指している施設等が利用する場合、その自立を支援するというので、5割の免除を想定しております。これらにつきましては、知的障害者更生施設、あるいは小規模通所授産施設、あるいは小規模作業施設等を想定しております。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 要は、その第4条第1項第3号、その他市長が特に必要と認めたときのことなんですけれども、その中には、まだ、さっきの第4条第1項第1号及び第2号、これは市及び教育委員会が主催するものは免除だということで、学校の生徒が団体で行った場合なんかも免除されるというふうに解釈できますが、市長が特に必要と認めたときの考え方ですが、これは市とは関係なく民間の保育所とか、自治会とか、幼稚園とか、そういうところが団体で行ってやるというときは免除だと、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃるとおりで考えております。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それで、もう一つ、その労働ということで何か、それは知的障害とか精神障害とかという、そういう施設の方々が行った場合は免除すると、そういうふうに解釈したんですが、では、全部、いずれも全額免除されるというふうに解釈してよろしいですか。

議長（岡田久俊君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

特に、市長が認めた場合につきましては、まちづくりを推進する状況で子供の育成に関して利用する場合については全額の免除を考えてございまして、作業により自立を目指す団体につき

ましては、5割というふうな想定をしておるところでございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） そうですか。子供たちなんかの場合は全額免除、そしてぬくもり作業所とか小規模作業所の方々が、まず大人ですわね、方々が利用する場合は、半額というふうな考え方なんです。ああそうですか。

（発言する者あり）

そうなんだ、どうして全額に、そこら辺の考え方も教えてください。

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 減額あるいは免除についてはいろいろな基準があろうかと思えますけれども、まず、サフォークランド土別としてのまちおこしということは、やはりその小さいころからサフォークランドは、我がふるさとが、そのサフォークでまちおこしをしていくんだといったことを子供のうちからいろいろ気持ちの中にそれを置いておいていただくというようなことで、そういった機会を少しでも多く持っていただくということはあります。

それと、労働の場合ということで5割の場合なんですけれども、これも見方ですから、免除にするか減額にするかということはございますけれども、基本的な施設等運営というのはやっぱり経費もかかるわけですから、そういった意味においては、子供たちについては今言ったようにいろいろな機会を持って、そのそういったサフォークランドという精神を腹に置いていただくということで免除になりますけれども、基本的には5割減額で料金をいただくといったことを基本に考えております。

それと、先ほど団体の受け付けが3日前ということで、これはちょっとわかりにくいんでないかというようなお話ございましたけれども、私ども団体も含めて利用調整をするということで、当日来て、かち合って使えないということで、お客さんに御迷惑をかけてはいけないということで3日前としたわけでありましてけれども、今、この文言を事前に見て、2日前だから使えないんだといったような誤認を受けるというようなことがあればですね、これは私どもの本意でございませぬので、もし規則の文言でですね、そういつて誤解を与えるようなことがあるとすればですね、そういったものを解消できるように、どういう表現にしたらいいかということを含めてですね、考えていきたいというふうに思います。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第72号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第72号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、土別市国民健康保険税条例の一部を改正いたそうとするものであります。

主な改正内容といたしましては、まず、介護納付金課税額の限度額の見直しであります。現行の9万円から法定限度額と同額の10万円に改定をいたそうとするものであります。これにより、国保税の賦課区分ごとの課税限度額につきましては、法定限度額とすべて同額となり、医療分47万円、支援金分12万円、介護分10万円、合計69万円となるものであります。なお、この改正により増額となります介護納付金課税額は、約200万円と見込んでおります。

次に、応益割国保税額の2割軽減要件の見直しであります。現在、低所得世帯の納税義務者に対する負担軽減措置として、1人当たり及び1世帯当たりで算出する均等割と平等割の応益部分が一定条件を下回った場合、7割、5割、2割の軽減措置があります。このうち7割、5割軽減につきましては、職権により軽減対象となる世帯であります。2割軽減対象世帯につきましても、条例により職権での軽減適用ができるよう規定するものであります。

なお、20年度、厚生労働省から同様の取り扱いが運用で認められておりますので、本市におきましても、昨年度から2割軽減対象世帯の職権適用を実施しているところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第73号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第73号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

平成20年12月5日に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布され、同法の規定によ

り、平成21年6月から長期優良住宅建築等計画の認定のうち、建築基準法第6条第1項第4号に定める、主に木造2階建て以下の住宅など都市計画区域内における建築物は、限定特定行政庁である本市が認定することとなりましたことから、この事務手続に要する手数料について新たに規定をいたそうとするものであります。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものとし、審査事務の手数料につきましては、北海道及び管内の限定特定行政庁の手数料などを考慮の上、設定いたしましたものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第74号 士別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 士別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、市立病院の看護師確保をより積極的に講じるため、看護師修学資金貸付の見直しをいたそうとするものであります。市立病院の看護師数につきましては、平成18年の診療報酬改定に伴う入院看護基準7対1の導入や近年における就職先の都市型志向の影響などに加え、産科分娩及び小児科病棟の廃止や専門医の減少から、より専門的な看護技術習得のために他の職場を求めたり、家庭の事情等による退職などの結果、平成19年4月には156人の看護師が在職をしておりましたが、本年5月1日現在では130人となり、外来及び入院看護体制の維持に支障を来すおそれがあります。このため、これまでに看護大学、短大や看護専門学校の訪問、札幌や旭川などで開催される看護師就職説明会への参加のほか、看護師修学資金の周知のため、旭川市内の高校も含めて訪問するなど、看護師確保に当たってきたところであります。

今後におきまして、より積極的に対策を講ずるために、これまでは道内に所在する学校及び看護師養成所に修学する者に限って行ってきた資金の貸し付けを拡大し、道外の学校などへの修学する者も対象となるよう改正を行うものであります。

更には、修学資金につきましても、大学及び短大は月額7万円、それ以外の看護師養成所は

5万円としていたものを看護師を目指す者には7万円を限度に貸し付けをいたすこととし、6月1日から適用をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第75号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、国の緊急の少子化対策としての健康保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年10月1日から23年3月31日までの出産に係る出産育児一時金の基礎額を現行の35万円から4万円引き上げ39万円にいたそうとするものであります。

また、本年1月より開始されております産科医療補償制度の登録施設において出産された場合につきましては、この基礎額に3万円が加算され42万円を支給いたすものであります。

なお、この条例改正に伴う財源につきましては、現行予算の中で対応をいたそうとするものであります。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 二、三お聞きします。

4万円アップして39万円、更に3万円で42万円が給付されるということで、非常にうれしいことなんですけれども、まず1つはですね、では、この一時金、どのような形で実際に受け取られるのか、その一時金が支給される流れなどをちょっとお聞きしたいということと。まずは、何よりも出産前に申請書か何か、どこかへ出さなければならないのかということも含めてお聞きしたいということと。この期間が限定されているんですね、21年10月1日から23年3月31日まで。だとすると、その後に出産した場合は、これは全然、4万円アップは対象にならないと

思いますけれども、この限定したということの意味とですね、理由と、その後のことですが、これだけやって、はい、次、4月1日に生まれた方はだめよということには、現実問題としてならないんでないかなとは思いますが、そこら辺の今後の見通しなんかも含めてお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

ただいま議員の御質問ありました、まず現行の出産育児金の支払いについてでございますけれども、現行につきまして、まず被保険者の方が退院されますときに、その出産費用を病院にお支払いいたします。その支払った費用について領収書をいただいて国保のほうに申請をしていただくということで、その時点で国保のほうで出産一時金をお渡ししているというのが原則でございます。

このたび新しく10月1日から1年間半の緊急少子化対策におきましては、被保険者について退院するときに大きなお金を用意するということを省くために、お医者様のほうで被保険者に同意を求めまして、被保険者がお金を用意することなく、医院のほうから新たに支払い機関というものが設けられますが、そこに請求をするということになります。支払い機関は保険者、私どもで言えば国保、市町村国保のほうに請求がありまして、私のほうから再度支払い機関にお金を振り込み、支払い機関のほうから直接病院にお金を振り込むという形でございます。先ほど言いましたように、被保険者の方が退院するときには、そういう大きなお金を用意する必要はないということが10月1日から始まるというふうになります。

それから、この1年間半に限定したものだというのは、理由ということでございますけれども、これについては国のほうで、先ほど提案説明もありましたように、ベビーブームの時代の方々の年齢構成からいって、ちょうどこの1年半、2年ぐらいが過渡期だというふうな国の説明で、とりあえずは限定的に1年間半、緊急の少子化対策としたというふうになってございます。

ただ、さまざまちょっと資料を読みますと、国のほうでは、23年3月末の時点で、以降どうするのかということについては、現在検討していくんだというふうなことでの認識でございます。

それから、あわせて23年3月で期限が切れて、その後出産した場合にどうなるのかということでございますけれども、現時点でのただいま条例改正を提案している部分では、あくまでも23年3月までということでございますので、現行の35万円に産科医療補償制度を含めた3万円の金額でお支払いするということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第8、議案第76号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第76号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、大手介護サービス事業者による介護報酬不正請求事件を契機として、介護サービス事業者の不正事件の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法が改正されたことに伴い、介護保険法の条文を引用している本条例の条項について改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、議案第77号 士別市土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第77号 士別市土地開発公社定款の一部を変更する定款につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されたことに伴い、士別市土地開発公社定款第7条第3項中の「民法第59条」の文言を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に改める定款の一部変更であり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第10、議案第78号 平成21年度士別市一般会計補正予算(第2号)を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第78号 平成21年度士別市一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、中小企業振興条例に基づく雇用奨励に対する助成金のほか、地方の元気再生事業など、当面措置を要するものについて所要の補正をいたそうとするもので、以下、その主な内容について順次御説明を申し上げます。

まず、総務費についてであります。職員の退職に係る退職手当につきましては、北海道市町村職員退職手当組合で毎年給料の一定割合を事前納付するほか、3年ごとの精算制度が設けられておりますが、団塊の世代の大量退職により、平成22年度におよそ2億8,000万円の精算負担金が見込まれますことから、これに備えて平成20年度に1億円の退職手当債を発行することによって財源を確保し本年度に繰り越したところであり、これを備荒資金組合に積み立てるため、財政調整基金等積立費で1億円を計上いたしました。

また、地域交通総合対策事業費において、平成20年度に士別市地域公共交通活性化協議会を設立し、本市の実情に見合った効率的な公共交通体系の構築に向けた取り組みを国の補助事業で実施をしているところでありますが、本年度事業実施に係る市の負担金42万5,000円を計上し、更に国から協議会への補助金の交付が事業完了後となるため、当面する実施事業費につきまして貸し付けをすることとし98万6,000円を計上いたしました。

次に、民生費では、国の20年度第2次補正予算により交付される子育て支援対策臨時特例交付金等を北海道が子供を安心して育てることができる体制の整備を図るための北海道安心こども基金として設置したところでありますが、本市でもこれを活用し、保育士の資質の向上を図るため研修を充実することとし、この経費35万円を計上したところであります。

次に、衛生費では、道北地域のドクターヘリの導入について、旭川市医師会のほか、道北の市町村などで構成される道北ドクターヘリ運航調整研究会での協議により、旭川医科大学に設置されるヘリの格納庫建設費用を北海道及び関係する圏域56市町村で負担することが決定され、これに基づく本市の負担金72万2,000円を計上いたしましたところであります。

次に、農林水産業費では、近年管内のパレイシヨ生産圃場において、パレイシヨの重要病害虫であるジャガイモシストセンチュウの発生が確認されておりますが、このセンチュウは、地域で蔓延すると根絶が極めて困難と言われており、収量低下など甚大な被害を及ぼすおそれがありますことから、地域への蔓延防止対策として、1市2町の生産農家、行政、農協、普及センターなどで構成するJA北ひびきパレイシヨ病害虫防疫対策協議会が実施する移動式洗浄機導入等の防止対策に対し本市の種子パレイシヨ生産農家6戸への補助として57万6,000円を計上するとともに、昨年、国の地方再生戦略に基づき創設された地方の元気再生事業として、土別羊のブランド化を図るとともに、農業経営の多様化と安定化を目指すためのサフォークランド土別プロジェクトの取り組みが採択され、各種事業を展開いたしたところではありますが、昨年に引き続き継続地区として選定されたことから、この事業費1,398万6,000円を計上いたしました。

次に、商工費では、中小企業振興条例に基づき、株式会社小泉鉄工に対する雇用奨励補助金として30万円を計上したほか、先ほど議決をいただきましためん羊工芸館の管理運営について、本年8月から指定管理者による管理を予定していることから、この指定管理料198万9,000円を計上するとともに、地方の消費者行政を活性化するために、国が平成20年度第2次補正予算で措置をした地方消費者行政活性化交付金により北海道が基金を設置し、今後3年間で北海道における消費者生活相談窓口の機能強化などを図ることとしており、本市においてもこれを活用し、消費生活センター機能強化、消費者コンサルティング職員1名増による体制強化を初め、消費者意識の高揚、被害防止の呼びかけなどの事業を計画し、今年度の実施事業費1,174万5,000円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入の特定財源のほか、繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 消費経済費の消費者行政活性化交付金事業費にかかわってお聞きしたいと思います。

これは、国が2008年度の補正予算ということで総額150億円を計上して、各都道府県に何ぼかずつ渡したという性質のものだと思いますけれども、まず、今まで国は全然消費者行政なんかには冷たくて見向きもしなかったのが、今度消費者庁をつくるということで、こういうような名目の予算も出したということだと思いますけれども、まずはその、国は一体こういったような事業費、何を狙っているのかと、都道府県に、道にもおろしていますよね、何億かね。それを使って市はこういうことをやろうとしているんですけども、その国が考えているもの

というのはどういうことなのかを、そこら辺のところをまずお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

総額150億円、ただいま小池議員のお話にございましたように、消費者行政の活性化交付金ということで国が補正予算措置をいたしたところでございまして、北海道におきましては、この都道府県配分額、約3年間で10億5,000万円が配分されているというふうに聞いているところでございます。本市におきましても、この中で申請を出してさまざまな事業、消費者生活センターの機能充実強化でありますとか、オリジナル事業などを含めまして、3年間で約3,000万を超える事業費で消費者が安全で安心できる消費生活を営めるような支援体制の充実強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

国は、これまで議員のお話にございましたように、どちらかと言いますとですね、生産者あるいは産業界重視の行政ということがこれまで行われてきたところでございまして、こういったことによる近年報道されましたさまざまな被害に関しまして、縦割り行政の弊害でございまして、こういったところが国民、消費者の中から声が上がったことでございまして、こういったものにこたえ得るために行政の一大転換期とも言われておりますけれども、生産者からですね、消費者重視の行政への転換が図られるというような形ですね、消費者庁の設置を目指し9月にも設置がされるというふうに聞いているところでございますが、これにつきましては、法案が国会議員全会一致でですね、設置をされたということで、大きな行政の流れの転換期に、突破口になるものではないかというふうに考えているところでございます。

これらの事業、法案等ではですね、市町村の責務についてもですね、明確化がされているところでございまして、市町村は施設でございましてか機関の設置につきまして、相談体制を充実強化するということがですね、努力業務としてうたわれているところでございまして、国がですね、大きな今日の中での消費者をターゲットとしたさまざまな手口による消費者被害がですね、手をかえ品をかえですね、蔓延している中で消費者を守るという形ですね、さまざまな対策、政策、施策を講じようとしているところでございますので、こういった事業の交付金が今回活用ができるということになりましたので、市といたしましてもですね、この国の目指すところに沿いながらですね、消費者行政の活性化を関係機関、あるいは団体等と連携、協働をしながら、よりよい支援、消費者生活が充実できるようにですね、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

細かい事業内容につきましてはですね、担当課のほうから御説明をさせていただきたいと存じます。

議長（岡田久俊君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） ただいまの消費者行政活性化交付金の事業内容についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、事業的には消費生活センターの機能強化事業としまして、新たに相談室の設置、それ

から備品購入費に、本年度につきましては500万、それと専門講師、司法書士による研修会、それと消費生活相談員の研修会の参加費用として51万円、あと多重債務等の弁護士相談に要する経費として44万円、消費者講座、それから市民啓発のパンフレットの作成、関係機関との意見交換、さらには消費者協会事業の支援としまして300万、交付金事業トータルとして、本年度につきましては895万円、それと一般財源としまして消費生活相談員の1名の増加を見ております。それらに伴う経費が279万5,000円、合計1,174万5,000円を補正予算として計上した内容となっております。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 本市の取り組みもお答えいただきましたけれども、今回出てきているのは1,174万5,000円ですね、3年間ですから約3倍、3,000万何がしというのが土別で使えるというふうに考えていいんですね。

議長（岡田久俊君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 3年間におきましては、初年度、今年については895万、22年度につきましては1,240万、23年度につきましても1,240万ということで、3年間の合計でいたしますと3,375万円を土別市としては事業計画として要望しているところであります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 結構な金額が来て、今お答えになりましたように、相談室をつくるとか、研修会をするとかいろいろ事業内容がありますけれども、それで、今回も出ていますが、消費生活相談員の1名賃金ということで上がっておりますが、今消費生活相談員は1名おりますが、更に、もう1名増やして2人にするということだと思っておりますけれども、まず、その新たな相談員というのは、やはり普通の人では難しく、それなりの資格を持った専門家でないとならないと思っておりますが、どのような条件で選択するのかということ、採用するのかということと、その相談員2名でこれからの相談業務をどのように展開していこうとしているのかをお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 新たに相談員増員の1名の関係なんでありますけれども、基本的には消費相談の資格を持った方が一番いいのかなとは思いますが、基本的には今回の交付金事業を契機にですね、新たに相談員の中、例えば資格を持っていない方についても、今後消費生活に本当に意欲のある方、そういった人を公募しまして、もし資格を持っていない場合については、この交付金事業の中で資格を有する研修会等にも参加をしていただいて、そういった形で今後も2人体制の中で市民相談に向けた体制をつくっていきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 失礼しました。今後、2人相談体制をもって、今後消費生活の相談の体制の強化を図っていくということがまず大前提であります。それで、市民が気軽に市の

ほうに来てですね、あらゆる相談に対応できるような体制づくりということで、2名の体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それで、今の、最近の相談の件数を知りたいと思いますけれども、ずっと何年か前から増えているのか、それとも相談件数というのが減少ぎみなのかとか、その中身的にはどんなようなものが、相談が多いのかといったようなことを教えていただきたいことと。

最後にですね、国はですね、基本的には市町村の相談窓口体制の充実というようなことが最大のポイントで、この予算計上しているんでないかと私は解釈しますけれども、土別市の場合は、相談員も増やし、相談の部屋もある程度ちゃんと整備してやるんだということですが、これからのですね、そういうようなことをした、これからのことなんです、国は消費者センターというようなセンターをつくってやりなさいというようなことを言っていると思うんですよ。そこら辺のところ、土別市はまだセンターはできていませんけれども、どのような方向性を本市は考えているかも含めてですね、相談件数、内容とともに教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） まず、本市における消費生活相談件数と、その内容であります。

過去5年間の相談件数で申し上げますと、平成16年度が449件、平成17年度が326件、平成18年度が268件、平成19年度が255件、平成20年度が194件と減少傾向でありますけれども、ここ数年の特徴としましては、高齢者の相談件数が平成16年度におきましては全体の20%を占めておりましたけれども、平成17年度、翌年度より約2倍の40%に推移している状況であります。

主な相談内容としましては、例えば布団や健康食品の販売の方法に関する相談、さらには、それらの契約解約に関する相談等が多いような内容となっております。

議長（岡田久俊君） 有馬部長。

市民部長（有馬芳孝君） 今後の消費者センター、機能関係のセンターについてのお尋ねでございます。

議員のお話にございましたように、国はですね、市町村相談体制窓口をですね、充実強化するということですね、途中段階での新聞報道等によりますと、センター的機能の中で24時間、365日というような相談体制云々という報道が一部なされていたこともございます。土別市の消費者センターといたしましてですね、2名体制にいたしまして、市民相談体制の充実強化を図ってまいりたいと考えているところでございますが、24時間、365日というのは、市町村の窓口ではですね、これはちょっとできない、困難なことというふうに考えているところでございますので、国が責任をもって、そういった体制が組めるですね、センターを都道府県なりですね、中核都市等にですね、設置をしていただくようなことが必要でないかというふうに考えているところでございまして、市町村といたしましては、特に私どもの土別市としては、関係団体と連携を図りながらですね、今ある体制を充実強化をして、そこへのつなぎ等をですね、行う中で充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、センター的機能を既に持っているというふうを考えてございますけれども、現在、見直しをいたしまして相談室を設置いたしますのはですね、本庁舎内の環境生活課の部分を改修をいたしまして、ある程度プライバシーの守れるようなですね、相談スペースを設置をしたいというふうを考えておるところでございますけれども、将来的なハード面、ソフト面では全体の意識改革ということも必要になってくるかと思いますが、施設の関係で独立したセンターがよいのかどうかということもございますけれども、そのセンターにですね、つくっているいろいろな方、消費者の方がですね、意見交換ができたりですね、気軽に話ができる、情報が聞くことができる、また、配信をすることができる、そして消費者教育と申しますか、賢い消費者になるためのさまざまな研修の機会を設けておりますけれども、常設展示のような形ですね、中でいろいろな機会で啓蒙・啓発をするためのですね、スペースというものもですね、必要でないかというふうに将来的なものとしては考えてございますので、中長期的にはですね、まずは3年間の中では短期的に、この交付金を活用してできることをしていきながらですね、将来に向かってはそういった、もし、もう少しですね、広いスペースがとれるようなところがないのかということをしてですね、模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君） 二、三質問しておきたいと思います。

1つは、ドクターヘリの負担金にかかわってでございますけれども、例えば、このドクターヘリの利用にかかわって、土別市民がどんな病気をした場合に、このドクターヘリを利用することになるのか。特に、救急車で名寄、あるいは旭川、特に旭川ですけれども、旭川に搬送された患者さんで、このドクターヘリを利用すべきだと判断のできる患者さんというのは、何人搬送されて、そのうちドクターヘリの利用が必要だと判断された患者さんはどのくらいいらっしゃるのか、この点をお知らせいただきたいと思うんです。

それから、天塩川のところにヘリポートの基地がありますけれども、そのほか学校のグラウンドでありますとか、こういう特別なところでもヘリコプターはおりられると思うんですけども、それはどういうふうに判断されるのか。

それから、かかる費用、これは、今出されているのは格納庫の建設の費用だと言われているんですけども、ドクターヘリの運航にかかわる費用負担は、その後生まれてこないのか、生まれてこないとすれば、ドクターヘリの費用はどのように予算化されて運用されていかれるのか、そこら辺のことをこの際お聞かせいただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

ドクターヘリの利用というか、要請の関係で御質問がありました。

基本的には消防機関が119番通報受信時や出動現場で医師による早期の治療が必要と救急隊が判断した場合につきまして、ドクターヘリがございます旭川赤十字病院のほうにまずは連絡

を入れると。そこで、例えば出動要請の基準として考えられるのが、生命の危機が予想される
とき、2つ目が重症熱傷、重症多発外傷、四肢切断等の救急疾患、3点目が救急現場で医師の
緊急処置が必要とされる場合、4点目といたしまして、長時間搬送が想定される重篤患者、最
後でございますけれども、各地域の医療機関から高次の医療機関への救急搬送を要する。言っ
てみれば、道北地域では三次の救命救急病院につきましては、旭川赤十字病院1カ所ござい
ますので、ここの例えば土別市立病院から日赤に搬送する場合、医者がそういったことを要請
して、あちら側が受けるといった場合につきましては、こういった対象になると思っております。

そこで、そういった事例が仮にどれくらい想定されるのかといった御質問でございます。

昨年、消防のほうに確認いたしますと、土別から旭川の医療機関に救急搬送、もしくは転移
搬送したケースが40件ございます。この中で、旭川赤十字病院は9件ございます。その判断
基準といたしまして、この9件すべてがドクターヘリを使うことになるのかということになり
ますと、今ちょっと、その判断は、総務省消防庁が示しました救急ヘリコプターの出動基準
ガイドラインというのがございます。これに基づきまして、例えばそういった旭川にドクター
ヘリを用いて搬送するかないかというのは、こういったガイドライン、さらにはこれから詰
められることとなります消防本部との協議の中で、こういった基準をもってして運ぶかとい
うことになろうかと思っております。

実質的に昨年9月に運航シミュレーションをやられております。旭川医大から河川防災セン
ター、つくもにございます河川防災センターまで17分で飛んでまいります。そこで、基本的
に搬送するような患者さんをドクターヘリへ乗せまして、言ってみれば、そこからもう治療、診
療行為が始まる、医師と看護師が搭乗いたしまして、その段階から医療行為が始まるとい
うことでございます。

2点目の例えば河川防災センター以外に、例えばグラウンドだとか、そういうことは活用で
きないのかといった御質問でございます。

これにつきましては、斉藤議員からお話のありましたとおり、ドクターヘリの臨時離着場と
いうことで、学校のグラウンドや公園、駐車場、例えば野球場だとか広いスペースが確保され
るところにつきましては、こういったドクターヘリが離発着するということは可能でございま
す。

それと、3番目のいわゆるランニングコストの関係でございますけれども、今回御提案して
おりますヘリコプターの格納施設につきましては5,000万、これをこの運航調整研究会のほう
から道北地域56市町村に対して費用負担を求められました。そこでは、結果的には北海道で
2,250万、残りの2,750万を56市町村で負担すると。それで、土別の負担額につきましては72万
2,000円なんですけれども、今後生じるであろうランニングコスト、運営費についてどうなの
かといった御質問でございます。

このランニングコストにつきましては、4月21日、旭川市で行われました自治体説明会にお

きまして同様のお尋ねがございました。これに関しまして、基幹病院となります旭川赤十字のほうでは、これについては旭川赤十字が負担すると。よって、自治体への負担については求めないという回答がなされたところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 現在、救急車が、例えば交通事故が起こったと、現場に駆けつけて、それでそのけが人の状況を把握して、それで名寄なら名寄に送るかとか、1回市立病院に行くとか、そういう判断をされると思うんだけど、そうすると、救急救命士の役割というのは非常に大きな役割を果たしてくることになるのかなという気がするんだけど、この救命士の判断によって、これは日赤に電話をしなければならぬとか、あるいはこれは名寄だとか、そういう判断が救急救命士が行って、その連絡をとることになるのか。これはもうドクターヘリが必要だという、その連絡の受け答えをするのかどうか、こちら辺はどんな、名寄の市立病院、あるいは土別の市立病院、それからドクターヘリに関係に、どんなコンタクトをとりながら進めていくことになるのかということ。

それから、医療費の関係で言えば、これは、例えば国保なんかは3割の自己負担だけれども、ドクターヘリの利用料なんか全部これらの3割の中に含まれてくる利用料になるのか。この医療費の関係ではかかった、あるいはその利用した患者さんについては、どういう医療費の支払いになっていくのか、この辺もわかっていればお教え願いたい。

議長（岡田久俊君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

例えば、ドクターヘリを要請するのか、名寄市立病院に運ぶのか、さらには土別の市立病院に搬送するのかといったお尋ねでございます。

これにつきましては、消防のほうに確認いたしましたところ、先ほどお答えしました救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインがございます。このガイドラインに基づきましてさまざまな協定がなされると思います。この道北地域15の消防本部がございまして、要はその受け入れ側となります旭川赤十字病院と、この消防のほうでの今後詳細な搬送協定というものが具体的に詰められていくこととなると思います。

先ほど、その救急救命士がかじになるんじゃないかといった御質問もございましたけれども、そういった救急隊の方が基本的にはドクターヘリの基地病院の旭川赤十字のほうに通信指令がございまして、その方も医者なんですけれども、その方と綿密な連絡をとりながら、そういったその医者の判断を仰ぎながら、どこが一番適切なのか、極めて重篤であればドクターヘリを要請する、そうでなければ、例えば名寄に運ぶだとか、土別に運ぶだとかという、そういう指示は仰げるとしております。

2点目でございます。患者の負担の関係でございますけれども、基本的には診療報酬といたしまして、救急搬送診療費、さらには往診料という、この2つが当然かかってまいります。更

に、ドクターヘリの中で行います医療行為につきましては、当然診療報酬の中に入ってまいりますので、これら点数合わせますと約2,000点になりますので、3割の自己負担であれば、まずは6,000円がかかってしまうと。それにいろいろな注射だとか処置だとかしていけば、それなりの診療報酬がかかってまいりますので、そういった自己負担は生じてくると思っております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 次に、めん羊工芸館の指定管理料の関係でございますけれども、198万9,000円が計上されているだけけれども、例えば、利用料をどう見込んでいるのかとか、全体の予算と、その予算の内訳、これらについてお教え願いたいと思うんです。例えば、人件費なんかも見込んでいるだけけれども、人件費には各種保険料、これらが含まれるのか。含まれるとしたら、どれだけの保険料なのか、この点もお教えをいただきたいと思うんです。これは8月から198万何というの、この8月からの予算なんだけれども、それからいくと全体の予算ですね、これは大体どのぐらいになるのかということもあわせてお答えをいただきたいと思うんです。

それから、先ほど小池議員とのやりとりの中で、結局、利用料は子供も大人も個人は同じだというふうになりますと、例えば利用時間がですよ、1時間200円とか言っているだけけれども、利用しているいろいろな物をつくる場合に、やはり手先の遅い子供たちなんかにはしますと、大人は1時間以内で終わるけれども、子供は1時間を超してしまうという、同じ物をつくってもですよ、そういうこともあると思うんですよね。だから、その点はやっぱり、もっと大人も子供も利用料は同じなんだという、そのあり方はどうも余り解せないところあるだけけれども、ここのところはというのは、そこに固執する理由というのはどういうところにあるのか、検討の余地はないのかということですね、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

まず、今回御提案申し上げている補正の内容につきましては、議員おっしゃるとおり、8月1日からの8カ月分ということでございます。今お尋ねの件につきましては、最初に全体、1年分という部分でお話をしたほうが的確かなと思いますので……

（発言する者あり）

それでは、先に補正にかかわって御説明をいたしたいと思います。

利用料のまず算定でございますけれども、これまでめん羊館でくるん会が行っていましたが夏期の部分だけですが、5月から9月までの5カ月間、そういった利用を勘案しまして、お話しも聞きながら、冬場は当然利用も落ちてくるだろうと、そういった部分もありまして、全体の利用というか、8月からの利用をおおよそ1,000人程度の利用が見込めるのではないかとということで利用料を算定しております。その算定につきましては16万5,000円という中身になって

おります。

次に、積算の内訳ですが、まず、人件費についてお話をさせていただきます。人件費につきましては、4時間勤務の方をお二人、1日で働いていただくことを考えておりまして、各種保険につきましては、短時間労働ということもございまして、雇用保険、労災保険、これらを、あと6カ月過ぎますと有給が発生しますので、その場合の代替職員の人件費、福利厚生、合わせまして、今回の補正の中ではおよそ103万6,000円の人件費を見込んでおります。

そのほか経費として算出しておりますのは、材料費として約35万円、光熱水道費として101万2,000円、浄化槽等の保守管理料が発生しますので、その分で約2万5,000円ですか、それと、事務所納品、事務的経費として電話料も含めまして12万円で、合わせて消費税を含めまして全体の事業費が267万6,000円程度を見ております。そこから先ほど御説明いたしました利用料16万5,000円、それと体験料、実費をいただくということがございますので、先ほど申し上げました利用人数にかかります体験料を37万2,500円と計算しております。それと、若干の商品の売上等も勘案いたしまして、商品の売上を15万円、これら全体の267万6,000円等から、176万円を差し引きまして、指定管理料を198万9,000円という設定をしております。

次に、子供と大人の料金の件でございますが、条例上、1時間当たり200円と規定しております。そこで、議員おっしゃるとおり、大人と子供では当然かかる時間等々も違ってくると思います。これは、これから先の話になりますが、今想定しているのは、単純に利用料金に時間を掛けるということではなくですね、できるものの大きさというか、作業の工程もあろうかと思えますけれども、それに、それぞれにコースという設定をいたして、単純に1時間でできるものが、例えば1時間半になったから、それを掛けるのかということではなくて、先ほど小池議員にもお話、御説明いたしましたけれども、ブローチですとか携帯ストラップですと幾ら幾らのコースになりますよと、それは利用料金を含めた形で、そういう負担をいただくというようなことで考えておりまして、実質、大人と子供との料金の差別というものではなくて、できるもの、つくることができるもののコースの中で、それをうまく吸収できればいいかなという形で考えているところであります。

(発言する者あり)

それでは、次に、年間の全体の経費で申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、考え方は同じでございます。人件費につきましては、パート2名で1日をカバーするということで167万3,000円程度、それと材料費及び指導料で約71万円、光熱水道費で約121万円程度ですか、それと保守管理料で4万円程度、消防設備点検で8,000円程度、あと事務消耗品、電話料等合わせまして18万ですね、それに消費税を加えまして、年間では総経費として401万5,000円程度見ております。

一方、収入といたしましては、利用料としておおよそ1,950人の利用ということで33万円程度の利用料金、それと、それに伴う体験料として74万5,000円、雑収入として、そこで展示します商品の売上の利益ということで30万円、これら合計を差し引きまして、指定管理料といた

しましては264万円程度見てございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） もう1回、コース別にやるんだから一概に200円をとるわけではないと、もっとわかりやすくですよ、規則の上なりでしておかないと、先ほどのそのあれですよ、小池さんの話でも柔軟にしますよと、こう言うんだけれども、規則の上なら規則の上で、やはりそういうものはわかりやすいようにする。それから、その利用者があそこに行ってみても、こういう場合はどうなんだということがわかるようにやっぱり表示するということが求められると思うんですね。そうしなかったら、何か200円だけれども、コースをとれば、それは一概に200円ではないんだとかと言ってみたり、あなたはわかっているかもわからないけれども、聞いているほうは、あらそうかしらという程度で、よくわからないんだけれども、そこら辺は、そうすると、親子で行った場合なんかは、というか、その子供たちとグループで、子供も連れていってみるかという場合は、その差別化があらわれるということがはっきりわかるようなシステムになるんですか。子供は200円でないと、1時間。大人は計算すれば200円なんだということがわかって、そういう大人と子供の利用料の差が出てくるようになるという場合は、具体的にどういうふうになるのか、ちょっと試してみてください。

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） ちょっと説明がですね、ちょっとわかりづらかったんだと思いますけれども、利用料についてはですね、当初、今、次長のほうからですね、年間大体400万ぐらいの管理料がかかるということでございますけれども、このうち収入で入る体験料で材料代だとか、そんなものをいただきますけれども、それが大体70万くらいありまして、それはそのまま材料代として払うわけですから、そういったものを引いて純然と人件費ですとか光熱費ですとかいうものがかかるのが大体330万ぐらいになるのかなというふうに考えております。

そこで、基本的にはその利用料でですね、そういったものを賄わなければならないというのが大原則だと思いますけれども、やっぱり多くの人に来てもらうということになると、では、それを割り返したような形で単価設定していいのかということになりますと、これは金額が大きくなり過ぎてなかなか利用がしていただけないし、そして、その市民の方、ましてや、その子供たちに来ていただくと言ってもなかなか利用料が大きくなったらできないということで、幾らぐらいが適正かということで相当我々も検討してきたわけなんですけれども、大体、ここで今まで、今くるんが実験的に、実験的といいますか、今工芸館ができる前に、あそこで5カ月ほどやられておりますけれども、そこで訪れて体験したいという方の多くがですね、ブローチですとか、ストラップですとか、そういった30分から1時間程度ででき上がる、子供さんでもそのぐらいでつくられるようなものが多いということがありますので、今後の利用についても、1時間以内でですね、できるもの、子供さんであっても1時間以内でできるような利用が多いんでないかということで200円という設定をしたわけでありまして。

ただ、お客さんにしてみれば、利用料は1時間200円、2時間になれば400円、そしてつくる物については、材料代はこうこうこうということになると、かなりわかりにくいということがございますので、今、次長からお話ししたのは、例えばブローチでありますと、大体使用料と材料費を入れても大体300円ぐらいでできますよということを表示するというのが、今、次長が言ったことでありまして、あと例えばテーブルセンターでありますと、これ2時間ぐらいかかるんですけども、テーブルセンター材料費分入れて大体1,000円ぐらいで、利用料も入れてできますよということで、それ材料代もそのとき、そのときの単価ありますけれども、これは施設のほうです、材料代と利用料の兼ね合いを見ながらですね、そのところを調整して、お客さんとしては、この物をつくれれば大体何時間で幾ら、テーブルセンターは1,000円でできるなどが、そういったようなことをお客さんに対してはお知らせしていきたいということで考えております。

ただ、今ありましたように、多くがですね、1時間以内で仕上がるといったものでございますので、利用料としてはですね、大人、子供区別なく200円で設定させていただいたということしております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第11、議案第79号 平成21年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第79号 平成21年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明申し上げます。

まず、歳出予算の補正についてであります。老人保健拠出金では、19年度分の精算に伴う所要の措置で、医療費拠出金で5,657万3,000円を減額し、事務費拠出金では2万5,000円を追加し、差し引き5,654万8,000円を減額いたすものであります。

次に、基金積立金では、20年度決算に伴う繰越金のうち1億3,700万円を国民健康保険支払準備基金に積み立てをいたそうとするものであります。これにより、本年度末の支払準備基金残高は1億5,000万円程度になるものと推計しているところでありますが、20年度分の前期高齢者交付金が超過交付となっており、22年度において20年度の全国ベースの医療費が確定した段階で精算が見込まれるほか、国保財政の基盤安定維持など、今後備え積み立てを行おうと

するものであります。

次に、歳入予算についてであります。先ほど議決をいただいた国民健康保険税条例の一部改正に伴う介護納付金に係る課税限度額の見直しによる財源調整のほか、老人保健拠出金の確定に伴う所要の減額措置、更に20年度決算見込みによる繰越金をもって収支の均衡を図ろうといたすものであります。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 1つだけお尋ねいたします。

今、市長の提案説明にございましたけれども、国保の基金積立金、これを今1億3,700万をして、基金残高と合わせると1億5,000万に上る基金があるということになると。しかし、交付金、何の交付金と言ったかな、返還になるので、国保財政は厳しいと、こうおっしゃったんだけれども、基金が合計で1億5,000万を超えたけれども、返還がそうすると何ぼ要ることになって、基金は21年度最終的には幾らぐらい残ることになるのか、この点を、見通しを明らかにしていただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。

先に、21年度末の基金残高の見込みですけれども、大体1億5,400万ぐらいになるかと思っております。

前段御質問ございました22年度で精算するんだけれども、幾ら超過交付があったのかという部分でございます。ちょっと経緯を御説明申し上げますと、今回、前期高齢者交付金というものでございますけれども、これが平成20年度に新しくできた制度でございます。これは65歳から74歳の方を対象にいたしました被保険、それから国民健康保険間の医療費を調整するというものでございますけれども、前期高齢者のこの加入率が全国平均よりも下回る政管健保とか健保組合はお金を拠出すると。そして、大きく加入率が高い市町村国保には交付金が入るという仕組みのものでございます。

これについて、今申し上げましたように、平成20年度、新しくできたという制度でございます。20年度の予算に向けて国が計算方式と金額を示していただきました。これが19年12月に約9億1,100万円というふうな形で額が示されたところでございます。私どものほうの当初予算では歳出等を見込みまして8億7,475万8,000円という予算を組んだところでございますけれども、その後、国から諸計数の見直し等を行ったということで、その金額が6億8,974万5,000円になるということが示されました。このため、交付予定額が予算より大幅に下回った各市町村が道に確認を求めましたところ、厚生労働省との確認の結果、既に当初予算を組んでいるということがあって支障がある市町村については、申し出があれば配慮したいということがござ

いました。私ども20年度は8億5,594万4,000円の超過分を含んだ額をいただいたというところ
でございます。

先ほど申し上げました国から再度示された額が6億8,974万5,000円でありますので、現時点
での概算は1億6,600万円程度の超過額になっているのかなというふうに見込んでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そうすると、あれですか、1億5,000万の積立金になるけれども、返還
は1億6,600万の返還しなければならないというふうなことになりますと、1,600万は積立金を
通り越して1,600万の赤字だと、単純にここだけ見ても。そういうふう判断されるというこ
となんですか。

議長（岡田久俊君） 小山内課長。

市民課長（小山内弘司君） 今、斉藤議員のお話のとおり、概算として1億6,600万ぐらいの赤
字と、現時点ではそういうことになってございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） そんなにたくさんもらわなければよかったでしょう。たくさんもらって
返さなければならないというのは、何をやっているのかなという気がしますよ、それだったら。
初め9億来たけれども、それでは多過ぎるぞと言ったと。したら、今度8億5,000万になった
と。だけれども、6億何ぼだから1億6,600万も返さなければいけないんだと、基金なんか通
り越していますよと、こういう答弁ですよ。

そうすると、来年度は国保税の大幅値上げ、こういうことを市当局としては考えているとい
うことになるんですか。そのことの答弁をいただきたいのと。

私は議員協議会でも申し上げたけれども、やはりそういう市民の方々の懐ぐあいや国保税が
高く払えないという悲鳴ですよ。そういうところに活性化資金を投入するように、国ともや
っぱりきちとした話し合いをすとか、そういうことを真剣になってやる必要があるのでは
ないか、こう思うんだけど、その点はどういうふうにお考えになっているか。この際、承
っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

まず、予算編成の関係でございますけれども、この20年度の当初予算を組みます段階におき
ましてですね、おっしゃいましたように大変な超過交付ということに、結果になってございま
す。これにつきましてはですね、大きな額ということになりますので、上川支庁等を通じまし
て、道に再三確認をさせていただきました。なおかつ、他の市につきましても、土別市だけ
のことなのかどうかということで、情報収集し予算編成に当たったところでございます。

この大きな額、22年度に精算交付がなされるわけでございますけれども、予算組みをいたし
ました段階で若干の減を見込んだところでございますが、この20年度の新しい制度の創設に伴

いましてはですね、国は国民健康保険の財政が非常に大変であるということを従前から市町村国保、国に対して安定的な財源の確保、あるいは一本化ということをしてですね、求めて要請をしているところがございますけれども、後期高齢者医療制度が創設されるに当たりまして、市町村国保に財政的な支援を行うという、そういったことを話をしていたところがございますので、そのような中でですね、市町村国保といたしましては、特に土別市が予算編成に当たりますというときに、やっと市町村の方向が少しよい状態になるのかなということですね、実は喜んでいた面もあるところでございます。

この点についてですね、再度その見通しについて、更に十分な検討も必要であったのか今になって思っておりますけれども、この予算編成方針が示されて額が最初の段階でございますけれども、示された中ではですね、やはりそれを信じて予算編成を今までも行ってきたところでございますので、そこを中心として予算編成を実態的に出してしまったところでございます。

ただ、これは精算ということでございますので返さなければいけないので、この返す状態につきましましては、2年後、22年度なわけでございますけれども、これにつきましましては、全道、あるいは全国におきましても、すべての市町村というわけではございませんけれども、過大、超過交付になっているところが非常に財政運営に大きな支障を来すところでございます、これにつきましましてはですね、厚生労働省に対しまして全国市長会等のいろいろな会議でもですね、財源につきましましてですね、将来的なことで財政運営が大変になるので配慮を願いたいということですね、意見を担当課長等にですね、申し上げさせていただいているところでございます。

ただ、22年度のその予算編成に当たりましては、こういった分を返しても、なおかつ不足する分があるのではないかと。それについて、市の考え方ということかと存じますが、国民健康保険のですね、制度が医療給付を伴います、医療給付を中心といたしましたですね、社会保障制度、相互扶助によって税を、地方税を目的として、それを集めて医療費の支払いを賄っているということからいたしますとですね、必要な医療費、あるいは保険事業等にですね、財源として必要なものであればですね、これは加入者の方々にはですね、一定の御負担をしていただかなければいけないという原則がございます。

ただし、この負担につきましてもですね、急激な負担増とならないようにするような方法がないのかということをしてですね、返すものは返さなければいけないというふうに考えてございますけれども、22年度におきまして、道とも御相談をさせていただきながら大きな負担増とならないような中で、一括のその返すものについて何らかの方法がないのか、返すものにつきまして、財政措置だとか、そういったことを働きかけながら、できれば上げたくはないという気持ちが出るところでございますが、収支均衡、健全な国保財政を運営するためにはですね、やむを得ない部分もあろうかと思っておりますので、22年度におきましてですね、いろいろな方法をですね、検討しながら国民健康保険運営協議会とも御相談をさせていただきながらですね、検討をさせていただきたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君） ただいまの関係なんですけれども、ほかにも国のルール、国の一定のルールによって計数ではじかれて積算される収入というのがたくさんございます、国保の場合は、老人拠出金ですとか、共同事業交付金ですとか、そういうルールに基づきまして20年度で積算したものが、高齢者後期は約9億近く積算されてきた、それを予算措置したということでございます。

その関係につきましては、全道的に、全国的にも、その計数を使ってやった市町村が多いという傾向でございます。ですから、土別市だけでなく、ほかの市町村にもこういう事態を招いているという状況でございます。国のほうにも相当御意見申し上げたところでございます、返す必要がないんでないかというようなことも含めてですね。

ただ、返さなければいけないということで、今回この超過交付された金額1億6,600万円と一応想定していますけれども、その内1億3,700万円を積み立てることによって、後年度負担の税率ですとか、そういうものに、これは22年度に返さなければいけないわけですから、この1億数千万を黙って使ってしまうと、当然22年度の税率はがばっと上げなければいけないと、そういうことを避けるために、この1億3,700万を基金に積み立てておいて、税率の緩和にしたいと。

当然返す金ですから、これは返さなくていいという金であればいいんですけれども、返さなければいけないと。斉藤議員が申し上げましたとおり、急激な税率の引き上げは行わないような方法の中でですね、対処するために積み立てるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 最後の1点、全然答えていないんですけども、やはりその地域の活性化というのはですよ、活性化資金とかという、そういうものは、やっぱりそういう国保税を引き下げることによって税負担が軽くなっていく、それはやっぱりそれだけ住民負担の軽減ですよ。これはだって地域の活性化になっていく、そういうことが言えると思うんですけども、そういうことは、それは別な分であればいいんだからと、そういうものには使えないんだと、単純にこう言っているけれども、結構そういうところに活用するかという市町村だってあるわけですよ。そういうことの検討なんかもされたのかどうか。この点最後にお答えいただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君） 今回の国の経済対策の中では、平成21年度の税率につきましては、急激な増加を考えてございません。今のところ平成20年度の税率をそのまま使いたいという予定でいます。そのようなこともありまして、今の国の活性化経済対策の中ではですね、基本的には考えていないということで御理解いただきたいとします。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明10日から15日までの6日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、明10日から15日までの6日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 0時21分散会）